

令和7年度「えひめ若者応援パスポート」メディアプロモーション推進業務（学校訪問） 委託仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、愛媛県（以下、「県」という。）が発注を予定している「令和7年度「えひめ若者応援パスポート」メディアプロモーション推進業務（学校訪問）」（以下「本業務」という。）の企画提案及び委託する場合において適用される主要事項を示すものであり、業務委託契約書に添付する仕様書は、受託候補者と協議の上、別途作成する。

2 業務名

令和7年度「えひめ若者応援パスポート」メディアプロモーション推進業務（学校訪問）

3 業務期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

3 業務目的

愛媛県では、若者、特に高校生、大学生の転出超過に歯止めがかからない中、新たに令和7年度に開始するメルマガ（以下、「えひめ若者応援パスポート」という。）を通じ、最大の転出要因となっている「都会へのあこがれ度」を含めた情報をきめ細かく把握した上で、移住者向けに構築している既存のCRMに蓄積し、その後の戦略的な情報発信につなげることをしている。

本業務は、えひめ若者応援パスポートへの登録を促進するため、プロモーションのターゲットを県内在住または本県出身の高校生、大学生、専門学校生に設定し、高校等を直接訪問するとともに、その内容を放送することで、同パスポートへの登録促進のほか、ふるさと愛媛の魅力を再発見する機会を創出し、県外転出の抑制を図ることを目的とする。

※「えひめ若者応援パスポート」の概要

県内及び本県出身の高校生、大学生、専門学校生を対象に登録を呼びかけるもの。登録希望者が年齢、性別等の基礎情報はもとより、「都会へのあこがれ度」を入力し、それらの情報がCRMに蓄積されることで、個々にカスタマイズされた情報（県内企業の情報、県が実施するイベント情報等）がメルマガとして届く。

4 業務概要

（1）企画、運営

① 対象者

県内在住または本県出身の高校生、大学生、専門学校生

② 実施内容

高校等を訪問、学生へ直接取材を行い、都会へのあこがれに焦点を当て、都会暮らしと愛媛暮らしの違い、メリット、デメリットについて考えを深める番組を作成、放送する。

③ 訪問学校数（想定）

10校

(2) 「えひめ若者応援パスポート」の登録促進について

- ・ターゲット（県内在住または本県出身の高校生、大学生、専門学校生）の特性を分析した上で、登録促進において効果的な番組作成、取材とすること。
- ・放送局のホームページ上に番組をPRするためのページ（以下「PR ページ」という）を設け、県ホームページとリンクさせること。
- ・PR ページは、番組に関する情報（番組タイトル、放送日時、内容等）などを掲載すること。
- ・番組の広報のため、SNS 等による情報発信を行うこと。
- ・県のインターネット放送局内のバックナンバーの利用（動画共有サイト（YouTube）を活用）に限り、二次利用を認めるものとする。それ以外の利用については、その都度、県と協議の上、決定するものとする。

5 業務計画書及び報告書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書をもとに、具体的な業務内容について愛媛県と協議の上、委託契約書に定める「業務計画書」を作成して愛媛県に提出すること。
- (2) 委託業務完了後、委託契約書に定める「実績報告書」を作成し、県の検査を受けること。
- (3) 県は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。
- (4) 県は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

6 再委託等の禁止

受託者は、委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、県の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

7 成果の帰属及び秘密保持

(1) 成果の帰属

受託者が本業務で制作した制作物の著作権及び使用権は、原則として、愛媛県に帰属する。

(2) 秘密保持

ア 本業務に関し、受託者から愛媛県に提出された計画書等は、本業務以外の目的で使用しない。

イ 本業務に関し、受託者が愛媛県から受領又は閲覧した資料等は、愛媛県の了解なく公表又は使用してはならない。

ウ 受託者は、本業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

8 著作権等

- ・本業務で制作・納品された成果品を期間の制限なく無償で、インターネット、印刷物、DVD、講演・講習、放送番組等のあらゆる媒体、手段、手法により、公表（公開、配

布、放送等) することができるよう、二次利用可能な権利関係に関する調整を行うこと。

- 成果物の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに定めるすべての権利を含む。）は愛媛県に帰属し、受託者が複写、複製、抜粋その他の形式により他の用に供する場合は、愛媛県の承諾を受けなければならない。
- 愛媛県は成果物を公表することができる。この本県の公表権について、受託者はいかなる権利も主張できない。
- 受託者は、愛媛県が認めた場合を除き、成果品に係る著作者人格権を行使できないものとする。
- 委託業務の実施のために使用された愛媛県が所有する資料等の著作権は本県に帰属する。ただし、受託者が従前より保有する特許権、著作権等の知的財産権を適用したものにおいては、本県はその使用及び複製の権利のみを有するものとし、それらの知的財産権は受託者に帰属する。
- 成果物及び委託業務の実施のために使用された愛媛県が所有する資料に、受託者が従前より保有する知的財産権（著作権、ノウハウ、アイデア、技術、情報等を含む。）が含まれていた場合は、受託者に留保されるが、本県は成果物を利用するために必要な範囲において、これを無償かつ非独占的に利用できるものとする。
- 成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。なお、第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。

9 個人情報保護

受託者は本業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で、個人情報を扱う場合は別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

10 その他

- (1) 業務の実施に当たっては県と受託者双方が協議を重ねながら実施するものである。
- (2) 上記に関わらず、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。
- (3) 本業務に伴う撮影・取材・素材収集等に必要となる一切の調整及び許認可等の手続きは受託者が負担すること。
- (4) 本業務は、県企画統計課の令和 7 年度 EBPM 推進に係る事業効果検証業務の対象となっていることから、検証への協力を行うこと。